

**新型コロナウイルス感染防止のための新たな行動様式
(寄宿舍)
～下校時から翌朝登校時まで～**

令和3年10月8日
京都府立向日が丘支援学校

京都府に出されていた緊急事態宣言が9月30日の期限をもって解除になりました。

新規の感染者数は減少傾向にありますが、今後も学校行事の多い時期を控えていることから、気持ちを緩めることなく、感染防止対策を継続し、寄宿舍での活動を行っていく必要があります。

対策を徹底し、舎生の生命を守りながら豊かな生活を保障し過ごしていくために、寄宿舍でも学校で定めた「新たな行動様式」に基づき寄宿舍の「行動様式」を改訂し、引き続き組織的に取り組むこととしますので、御協力をお願いします。

なお、舎生あるいは寄宿舍の職員に感染者や濃厚接触者等が出た場合には、寄宿舍を一時的に閉舎することがありますので御理解、御協力をお願いします。

1 日常的な予防行動

家庭での行動(保護者の皆様にしていただきたいこと)

学校で定めた「行動様式」と同様とする。

* (資料1)「けんこうかんさつきろく」については寄宿舍生用のものを利用します。

寄宿舍生活での行動

日常的に人と人との接触を必要最低限にすることを基本として、衛生管理の徹底など、感染及び感染拡大防止のための対応を組織的に行う。

(1) 衛生指導に関すること

- ・舎生、職員が校内外を問わず外から寄宿舍に帰ってきたときはハンドソープを使用し、流水で30秒程度かけて手洗いを行う。
- ・手洗い、咳エチケット、抵抗力を高める生活習慣等の指導を舎生の発達段階に応じて行う。
- ・食事以外ではマスクを着用させる。正しくマスクが出来ない舎生は2メートル以上距離を取って接する等工夫する。また、短時間でも着用する意識をつけられるように職員からも指導し、保護者にも協力を依頼する。
- ・必要な場所にはハンドソープを設置する。
- ・アルコールは手指消毒のみに使用する。物品消毒は希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。

(2) 体調管理に関すること

- ・舎生の健康状態把握のため①帰舎後②夕食前③20時④起床時の検温を行う。(資料1)
- ・寄宿舍にいる間、咳、倦怠感、鼻水、咽頭痛、元気がない、等の症状が見られる場合はこまめな検温、健康観察を行い、異常が見られたときには「2 緊急時の行動」へ移行する。
- ・各学級での舎生の様子を、「けんこうかんさつきろく」を担任に記入してもらい、それをもとに丁寧に引き継ぎを行う。また、担任の付き添いのない生徒については、「けんこうかんさつきろく」を生徒に持たせ、職員が確認する。

(3) 活動の実施に関すること

①活動に関する基本的なこと

- ・舎生同士の密着は防ぐ。可能な限り直接の接触は避け、身体的距離を1 m以上保つ。
- ・舎室、共有スペースについては2方向の窓や出入口を開けて常に換気を行う。(難しい場合は30分に1回程度の換気をする)空調使用時においても、常時換気を実施する。
- ・上記を満たし、職員を含む10人以下を活動の基本とする。10人を超える場合や、舎生集会等を計画する際は管理職に相談する。
- ・体を動かす活動内容においては、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用はしなくても良い。
- ・活動での座席配置や会話をする際には、真正面を避ける。
- ・睡眠、食事、入浴の時以外はマスクを着用させる。マスクが出来ない舎生は距離を取って接する等工夫する。また、短時間でも着用する意識をつけられるように職員からも指導し、保護者にも協力を依頼する。
- ・活動時間はむやみに校内を歩き回らないように指導する。
- ・活動時間に遊具や砂場を利用する前後には手洗いを確実に行う。
- ・その他、具体的な活動の実施については学校で定めた「行動様式」(資料3)に基づいて行うこととする。

②指導に関すること

- ・舎生の発達段階に応じて、ソーシャルディスタンスが視覚的に理解できる工夫を行う。
- ・聴覚障害児童生徒の指導上、マスクを外して距離を保ちつつ指導する必要がある場合については管理職に相談する。
- ・職員は大声での指導を避ける。
- ・肢体不自由の舎生への対応では、1人の舎生の介助等を行った後、別の舎生に接する前に手指消毒を行う。(可能な場合は必ず手洗いも行う。)
- ・必要に応じて接触が必要な指導を行った場合も、対応は肢体不自由の舎生と同様とする。
- ・職員が舎生と、手をつなぐことはしない。危険回避のためにやむを得ない場合は、腕等の感染の可能性が低い箇所にとどめる。

③その他

- ・校外での教育活動及び学校外の者が参加して行われる校内での活動については、10月9日(土)以降、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施する。
- ・校区内を目安とした学校周辺での学習は、行程の全てにおいて校内と同様の感染症対策が講じられる場合に10月9日(土)以降、実施を可とする。
- ・調理実習等の調理活動、食育の体験学習は、2学期末まで中止とする。
- ・保護者等との面談は、感染防止対策を徹底し15分程度を目途に短時間で実施する。

(4) 食事に関すること

- ・配膳前の換気は、窓を開けて十分に行う。
- ・食前はハンドソープを使用した手洗いとアルコールでの手指消毒を行う。
- ・使用する配膳台、用具等事前に消毒し、衛生管理にも配慮する。
- ・食事準備、食器の運搬、配膳は職員が衛生的な服装で行う。(エプロン、マスク、帽子や三角巾)
- ・体調を確認してから配膳にあたる。
- ・摂食指導は手袋とフェイスシールドをして行う。
- ・摂食指導を行う舎生への指導は、指導する者の人数を最小限に留める。
- ・舎生は対面で食べる時は飛沫防止用の卓上シールドを使用する。その場合も会話を控え距離を保って食事をする。
- ・指導に直接関わらない職員は、飛沫防止用の卓上シールドを使用し、会話を控え距離を保って食事をする。
- ・食後はハンドソープを使用した手洗いを行う。

(5) 入浴に関すること

- ・職員は、入浴指導にあたる場合、フェイスシールド、もしくはマスクを着用する。
- ・一度に入浴する舎生は洗い場に2名、浴槽に2名程度とし、必要最小限の職員が指導にあたる。

(6) 就寝前からの過ごしに関すること

- ・就寝は舎室をビニールカーテンで仕切って4分割し、布団の間に距離を保って就寝する。

(7) その他生活上配慮すること

- ・洗濯は、舎生分をまとめて洗うことはせず、個別に洗う。
- ・舎生が清掃をする場合、ゴミ回収は指導者が行う。ゴミ箱はふたをする。
- ・清掃後の手洗いを徹底する。
- ・日常使用するゴミ箱はふたをする。
- ・基本的な生活リズムの安定を図り感染症に対する抵抗力を保てるように配慮する。
- ・洗面所は間隔をあけて使用し、密を避ける。
- ・寄宿舎から登校する日の舎生の水分補給については、寄宿舎で入れたお茶を持って登校する。

(8) 衛生管理に関すること

- ・舎生の登校後と下校前、トイレの便器、ドアの入り口、蛇口、机、椅子、手すり等よく触れる箇所を塩素消毒と水拭きをする。
- ・在舎中に塩素消毒をした場合、塩素を使用した部分は、その後水拭きをする。拭き取りに使用した雑巾は洗って乾かしてから再度使用可能。

職員の行動

- ・新型コロナウイルスに感染しているかもしれないという可能性をふまえて常に行動する。
- ・職員は、万が一感染した場合を想定し、濃厚接触者を速やかに特定できるように自分の行動や指導に当たっていた舎生の活動状況や行動を把握しておく。
- ・職員は新型コロナウイルス感染症に対して、正しい知識をもち、基本的な感染症対策を行えるようにする。
- ・偏見、いじめ、差別等が生じないよう舎生の人権に十分に配慮した指導を心がける。
- ・出勤前に検温をして体調確認してから出勤する。
- ・勤務中はマスクを着用する。
- ・寄宿舎職員室等での業務や会議を行う際には、正面からや大声での会話はしない。
- ・人との接触を減らし、密な状態を作らないように心がけ、寄宿舎職員室以外の場所で分散して業務をする。昼食時は分散して飲食をする。
- ・出張は管理職と相談して、出張先の許可を得られるものに限る。
- ・体調に不安がある場合は無理をせず、管理職へ報告の上、自宅待機をする。
- ・同居の家族に体調の変化がみられ新型コロナウイルス感染の可能性のある者や濃厚接触者が確認された場合、同居の家族の職場や学校で感染者が確認された場合は早急に、管理職へ報告し、自宅待機する。

2 緊急時の行動

(1) 発熱・体調不良時の対応について(職員の行動)

- ・寄宿舎で生活するどの時点においても、舎生に発熱や体調不良が見られる場合には、直ちに緊急時担当の当番管理職、養護教諭へ報告する。体調不良の舎生は、別室で安静にして健康観察を行う。その間、舎生と接触する職員は必要最低限

の人数とし、その後は他の舎生の指導に当たらない。

- ・体調不良による帰宅依頼の基準は、前記の「家庭での行動」と同様とし、管理職、養護教諭と相談をして帰宅依頼をする。また、夜間であっても帰宅依頼をお願いする。 *養護教諭への報告はP.M.5:00 まで
- ・保護者に医療機関の受診と、結果報告、症状がなくなるまで自宅での静養を依頼する。
- ・発熱した舎生と、その日の学校生活や寄宿舎での活動で1メートル以内かつ15分以上の接触をした舎生および職員についても管理職、養護教諭と相談（17時以降は管理職携帯に速やかに連絡する）して帰宅依頼する。また学部担任とも連携し、学部での対応を依頼する。発熱した舎生の解熱が確認された後、登校や出勤を可とする。
- ・当該舎生等の個人情報保護し人権に配慮しつつ、保護者、他の舎生や教職員等への情報提供は、必要に応じて適切に実施する。

(2) 舎生あるいは職員が濃厚接触者ではないが体調不良等によりPCR検査を受けた場合

(管理職、当該者以外の職員の行動)

- ・当該舎生等は、PCR検査結果が判明するまで、自宅待機とする。
- ・当該舎生等の発症2日前、無症状の場合は検査の2日前から1メートル以内かつ15分以上の接触をして、舎内で行動を共にした舎生や職員を特定し、特定された舎生、職員は検査の結果が判明するまで自宅待機とする。当該者性等の検査結果が陰性と判明したら登校、出勤は可とする。
- ・他の舎生、職員については、健康観察を続けながら教育活動を続ける。
- ・当該舎生等の個人情報を保護し人権に配慮しつつ、保護者、他の舎生や教職員等への情報提供は、必要に応じて適切に実施する。
- ・当該舎生等はPCR検査の判定結果が陰性の場合、体調が回復したら登校、通勤は可とする。
- ・結果が陽性の場合は下記(4)の対応とする。

(3) 舎生あるいは職員が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合(管理職、職員の行動)

- ・当該舎生等は、保健所の指示に従いPCR検査の実施および自宅待機とする。
- ・当該舎生等の発症2日前、無症状の場合は検査の2日前から1メートル以内かつ15分以上の接触をして、舎内で行動を共にした舎生や職員を特定し、特定された舎生、職員は検査の結果が判明するまで自宅待機とする。当該舎生等の検査結果が陰性と判明したら登校、通勤は可とする。
- ・他の舎生、職員については、健康観察を続けながら教育活動を続ける。
- ・当該舎生等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告すること。また、学校医(教職員の場合は産業医)や学校薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。
- ・当該舎生等の個人情報を保護し人権に配慮しつつ、保護者、他の舎生や教職員等への情報提供は、必要に応じて適切に実施する。
- ・濃厚接触者としてPCR検査を受けた児童生徒、教職員は判定結果にかかわらず、感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して2週間の自宅待機とする。
- ・結果が陽性の場合は下記(4)の対応とする。

(4) 舎生あるいは職員が感染者になった場合(管理職、職員の行動)

- ・PCR検査の結果、「感染」が判明した場合は、保健所等から本人あるいは保護者に対し検査結果が伝えられることから、速やかに学校へ連絡するよう依頼しておく。
- ・保健所が、本人の行動履歴等の疫学調査を実施するため、学校は当該舎生等の舎内での活動状況等の把握など調査に協力する。
- ・当該舎生等の発症2日前、無症状の場合は検査の2日前から1メートル以内かつ15分以上の接触をして、舎内で行動を共にした舎生や職員を特定し、健康観察や行動の把握を行う等情報収集に努める。
- ・当該舎生等の状況を様式に記入し、府教育委員会へ速やかに報告する。また、学校医(教職員の場合は産業医)や学校

薬剤師に連絡し、指導を仰ぐ。

- ・当該舎生等の個人情報保護し人権に配慮しつつ、保護者、他の舎生や教職員等への情報提供は、必要に応じて適切に実施する。
- ・濃厚接触者が特定されるまでの対応として、寄宿舍を「閉舎」とし、保健所と連携し、消毒作業等を実施する。
- ・濃厚接触者が特定された時点で、状況に応じて「開舎」の判断をする。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染（陽性）と診断され、保健所から行動履歴を求められた場合は、寄宿舍内で舎生の行動記録をまとめ、それを提出する。

(5) 舎生あるいは職員の家族が濃厚接触者になった場合(管理職、職員の行動)

- ・濃厚接触者の陰性が確認された後、舎生あるいは職員は体調の変化がないか健康観察を行い、翌日以降に登校または出勤する。

(6) 舎生あるいは教職員の家族の勤務先・通学先で感染者が確認された場合

- ・舎生あるいは教職員は、濃厚接触者の確定まで自宅待機とする。
- ・家族が濃厚接触者ではないと確認された後、登校または出勤する。

以上の行動は今後も全職員で取り組み、修正があれば必要に応じて行い、常に行動を見直して行くこととする。